

個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン

(平成16年11月9日付け農林水産省告示第2013号)

個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第八条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドラインを次のように定める。

平成十六年十一月九日

農林水産大臣 島村 宣伸

(目的)

第一条 このガイドラインは、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関して農林水産分野における事業者が講ずべき措置について指針となる事項を定めることにより、これらの事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- 二 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - ロ イに掲げるもののほか、当該情報の集合物に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- 三 個人情報取扱事業者 個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 国の機関

- ロ 地方公共団体
- ハ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）
- ニ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）
- ホ その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）若しくは電話番号のみが含まれる場合であって、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人を除く。）の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者
- 四 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 五 保有個人データ 個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、次のイ又はロに該当するもの以外のものをいう。
 - イ 当該個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして、次に掲げるもの
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - (2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
 - (3) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 - (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
 - ロ 六月以内に消去することとなるもの
- 六 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 七 農林水産分野における事業者 第三号に規定する個人情報取扱事業者のうち農林水産業、食品産業その他の農林水産省の所管に係る事業を行うものをいう。

(一般原則)

第三条 農林水産分野における事業者(以下「事業者」という。)は、各事業の遂行に当たって事業者が遵守すべき法令等の規定並びに個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)及び個人情報の保護に関する基本方針(平成十六年四月二日閣議決定)の規定を遵守するほか、このガイドラインの規定に従い個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 前項の事業者が、他の事業分野にも関係する場合は、当該他の事業分野に係る個人情報の保護に関するガイドライン等も遵守するものとする。

(取得の制限)

第四条 事業者は、その事業の遂行に必要な場合に限り、個人情報を取得するものとする。

2 事業者は、思想、信条、宗教、病気、健康状態その他社会的差別原因となる個人情報の取得又は保有に当たっては、その適正な取扱いの確保に特段の配慮を加えるよう努めるものとする。

(利用目的の特定)

第五条 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。当該利用目的の特定は、当該個人情報の供される事業、目的等が一般的かつ合理的に想定できる程度に明確に行うものとする。(法第十五条第一項関係)

2 事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。(法第十五条第二項関係)

(利用目的による制限)

第六条 事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。(法第十六条第一項関係)

2 事業者は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。(法第十六条第二項関係)

3 前二項に規定する本人の同意を得るに当たっては、書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。第八条第四項前段、第十六条第二項及び第七項並びに第二十二條第一項第二号において同じ。)又は口頭により明示的な同意の意思表示がなければならない。

- 4 第一項及び第二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- 一 法令に基づく場合（法第十六条第三項第一号関係）
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（法第十六条第三項第二号関係）
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（法第十六条第三項第三号関係）
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。（法第十六条第三項第四号関係）
- （適正な取得）

第七条 事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。（法第十七条関係）

（取得に際しての利用目的の通知等）

第八条 事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。（法第十八条第一項関係）

2 事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。（法第十八条第二項関係）

3 事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。（法第十八条第三項関係）

4 第一項又は前項に規定する本人への通知は、書面又は口頭により行うものとし、公表は、事業所における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により継続的に行うものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合（法第十八条

第四項第一号関係)

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合(法第十八条第四項第二号関係)

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。(法第十八条第四項第三号関係)

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合(法第十八条第四項第四号関係)

(個人データの内容の正確性の確保)

第九条 事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。(法第十九条関係)

(保存期間)

第十条 事業者は、その取り扱う個人データについて、利用目的の達成に必要な範囲内で保存期間を定めるよう努め、当該保存期間経過後又は利用目的を達成した後は、遅滞なくこれを消去するよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第十一条 事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置(以下「安全管理措置」という。)を講じなければならない。当該安全管理措置を講ずるに当たっては、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずることが望ましい。(法第二十条関係)

一 組織的管理措置 個人情報取扱いに関する内部規程の整備、安全性に関する監査の実施、第十四条に規定する個人情報保護管理者の設置その他の安全確保のための組織体制の整備に関する措置

二 技術的管理措置 外部からの不正アクセスからの防御に関するシステムの構築及び情報の暗号化、個人データへのアクセス制限その他の個人データの取扱いに関する技術的措置

三 人的管理措置 個人情報取扱いに関する内部規程の周知徹底、次条第二項に規定する教育研修の実施その他の措置

(従業員の監督)

第十二条 事業者は、その従業者(事業者の組織内において直接又は間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、役員及び派遣社員を含む。以下同じ。)に個人データを取り扱わせるに当たっては、当

該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。（法第二十一条関係）

- 2 事業者は、安全管理措置その他の個人情報の適正な取扱いの確保のため、その従業者に対し、教育研修その他の措置を実施するものとする。
- 3 事業者は、従業者がその在職中又は退職後、その業務に関して知り得た個人データの内容を正当な権限なく他人に知らせ又は不当な目的に使用しないようにするため、雇用契約において秘密保持に関する事項を定める等必要な措置を講ずるものとする。

（委託先の監督）

第十三条 事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。（法第二十二条関係）

- 2 事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託契約等において、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 委託先における第十一条に規定する安全管理措置に関する事項
 - 二 委託を受けた者（その従業者を含む。）の秘密保持に関する事項
 - 三 再委託を許す場合はその条件及び再委託先の監督に関する事項

（個人情報保護管理者）

第十四条 事業者は、個人情報保護管理者（当該事業者の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。）を置き、内部規程及び監査体制の整備その他当該事業者の個人情報の取扱いの監督を行わせるよう努めるものとする。

（事業者が行う措置の対外的明確化）

第十五条 事業者は、事業者の個人情報の保護に関する方針等に関する宣言を定め、公表するよう努めるものとする。

- 2 前項に規定する宣言には、次に掲げる事項を定めることが望ましい。
 - 一 取得した個人情報を目的外に利用しないこと。
 - 二 苦情処理に適切に取り組むこと。
- 3 第一項に規定する公表は、事業所における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により継続的に行うものとする。

（第三者提供の制限）

第十六条 事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者

（自然人、法人その他の団体等を問わず、個人データを提供しようとする事業者及び当該個人情報に係る

本人のいずれにも該当しない者をいう。以下同じ。)に提供してはならない。
(法第二十三条第一項関係)

一 法令に基づく場合(法第二十三条第一項第一号関係)

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(法第二十三条第一項第二号関係)

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(法第二十三条第一項第三号関係)

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。(法第二十三条第一項第四号関係)

2 前項に規定する本人の同意を得るに当たっては、書面又は口頭により明示的な同意の意思表示がなければならない。

3 事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第一項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。(法第二十三条第二項関係)

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別できる個人データの第三者への提供を停止すること。

4 事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。(法第二十三条第三項関係)

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合(法第二十三条第四項第一号関係)

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合(法第二十三条第四項第二号関係)

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。（法第二十三条第四項第三号関係）

6 事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。（法第二十三条第五項関係）

7 前四項に規定する本人への通知は、書面又は口頭により行うものとし、本人が容易に知り得る状態に置く措置は、事業所における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により継続的に行うものとする。

（保有個人データに関する事項の公表等）

第十七条 事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、事業所における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。（法第二十四条第一項関係）

一 当該事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的（第八条第五項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三 次項、次条第一項、第十九条第一項又は第二十条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第二十三条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 当該事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

五 当該事業者が認定個人情報保護団体（法第三十七条第一項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

2 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。（法第二十四条第二項関係）

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合（法第二十四条第二項第一号関係）

二 第八条第五項第一号から第三号までに該当する場合（法第二十四条第二

項第二号関係)

- 3 事業者は、前項の規定により求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、当該決定をした旨を通知しなければならない。(法第二十四条第三項関係)

(開示)

第十八条 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、書面を交付する方法(開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。(法第二十五条第一項関係)

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合(法第二十五条第一項第一号関係)
- 二 当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合(法第二十五条第一項第二号関係)
- 三 他の法令に違反することとなる場合(法第二十五条第一項第三号関係)

- 2 事業者は、前項の規定により求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、当該決定をした旨及び根拠となる条項(当該保有個人データの全部又は一部について開示しないことの根拠となる法第二十五条第一項各号のうちのいずれかの条項をいう。)を通知しなければならない。(法第二十五条第二項関係)
- 3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。(法第二十五条第三項関係)

(訂正等)

第十九条 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく事実の確認等必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。(法第二十六条第一項関係)

- 2 事業者は、前項の規定により求められた保有個人データの内容の全部若し

くは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。（法第二十六条第二項関係）

（利用停止等）

第二十条 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第十六条（利用目的による制限）の規定に違反して取り扱われているという理由又は法第十七条（適正な取得）の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。（法第二十七条第一項関係）

2 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第二十三条第一項（第三者提供の制限）の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。（法第二十七条第二項関係）

3 事業者は、第一項の規定により求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定により求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。（法第二十七条第三項関係）

（理由の説明）

第二十一条 事業者は、第十七条第三項（利用目的の非通知に関する通知）、第十八条第二項（保有個人データの不開示等に関する通知）、第十九条第二項（訂正等に関する通知）又は前条第三項（利用停止等に関する通知）の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合

は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。（法第二十八条関係）

（開示等の求めに応じる手続）

第二十二条 事業者は、第十七条第二項（利用目的の通知の求め）、第十八条第一項（保有個人データの開示の求め）、第十九条第一項（保有個人データの訂正等の求め）又は第二十条第一項（保有個人データの利用停止等の求め）若しくは第二項（保有個人データの第三者提供の停止の求め）の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、次に掲げる事項について、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。（法第二十九条第一項関係）

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人又は第三項に規定する代理人であることの確認の方法

四 第二十三条第一項の手数料の徴収方法

2 事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。（法第二十九条第二項関係）

3 開示等の求めは、次に掲げる代理人によってすることができる。（法第二十九条第三項関係）

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人

4 事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。（法第二十九条第四項関係）

（手数料）

第二十三条 事業者は、第十七条第二項に規定する利用目的の通知又は第十八条第一項に規定する開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。（法第三十条第一項関係）

2 事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければな

らない。（法第三十条第二項関係）

（苦情の処理）

第二十四条 事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。（法第三十一条第一項関係）

2 事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。（法第三十一条第二項関係）

（漏えい等が発生した場合の対応）

第二十五条 事業者は、自己の取り扱う個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下この条において同じ。）の漏えい等の事実を把握した場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容を本人に速やかに通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

2 事業者は、自己の取り扱う個人情報の漏えい等の事実を把握した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避の観点から、可能な限り事実関係、発生原因及び対応策を、遅滞なく公表するものとする。

3 事業者は、自己の取り扱う個人情報の漏えい等の事実を把握した場合は、事実関係、発生原因及び対応策を農林水産省に直ちに報告するものとする。

附 則

このガイドラインは、法の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。